

## 3 ふくじ総合相談

ひとりで悩まず、どんな小さなことでも、まずご相談ください。

### 身近な法律相談

相談員:弁護士

高齢者や障がい者の方を 対象に遺産相続・住宅問題・ 遺言書作成·成年後見 などについての 相談です。

### 成年後見制度相談

相談員:司法書士

「成年後見制度」の 利用についての 相談です。

### 心の相談

相談員:精神科医

対人関係・思春期・高齢期・ 子育てなどの心の問題や 心の病気についての 相談です。

### 心配ごと相談

相談員:民生委員・ 児童委員

日常生活上の 様々な悩みごとについての 相談です。

### リハビリ相談

相談員:理学療法士

リハビリ・福祉用具・ 住宅改修など リハビリに関する様々な 相談です。

### 権利擁護相談

高齢者・障がい者等が 個人に認められている権利を 侵害され、または そのおそれがあるときに ご相談ください。

### 福祉サービス 苦情相談

福祉サービスを利用しているが 利用内容に苦情がある ときなどに ご相談ください。

※介護保険サービスは

### 福祉サービス 利用相談

福祉サービスを利用したいけれど サービスの種類や 手続きがわからない ときなどに ご相談ください。

日時など、詳しいことは センターへお問い合わせください。

### 福生市社会福祉協議会



### まずはお電話を!

042-552-5027

❖相談受付時間❖

月曜日~金曜日/AM8:30~PM5:15

(祝日・年末年始を除く)

FAX/042-553-7532

ホームページ/http://www.fussashakyo.or.jp



所在地/〒197-0004 東京都福生市南田園2-13-1 (福生市福祉センター内)

### 社会福祉協議会 とは…?

社会福祉法に基づき、社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間 組織です。それぞれの区市町村に設置されており、地域の皆さまや関係機関等の参加・協力の もと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の 実現を目指した活動を行っています。

# 成年後見セシター







地域で安心して 自分らしく生活を送るために・・・

社会福祉法人福生市社会福祉協議会

## 成年後見センター福生では



の事業を行っています。

## 1 成年後見制度の利用支援

- ①成年後見制度に関する相談及び手続の支援
- ②地域ネットワークの活用(地域住民や関係機関などと連携し、 地域で支え合えるネットワークを作ります。
- ③成年後見制度の普及・啓発活動(広報活動、学習会など)
- ④本人や親族等の納得と合意による適切な後見人候補者のマッチング支援、 後見人選任後の支援(福祉・法律の専門職を交えて利用者の権利擁護や 支援方針の検討を行う場を持ち、その検討内容を家庭裁判所に伝えるシ ートの作成等を行います。)

# 成年後見制度って…?

認知症・知的障がい・精神障がいなどで、

常に自分では十分な判断をすることが難しい方が、不利益を 受けないように、本人に代わって法的に権限を与えられた援 助者(成年後見人など)が、本人の権利や財産を守り、安心 して生活ができるよう支援する制度です。



「成年後見センター福生」では、このような心配ごとや被害にあうことなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、成年後見制度の普及と利用を促進するために、市民の皆さまからの相談や利用に関する支援を行います。

## 成年後見制度には2つの制度があります。



## 「法定後見制度」

すでに判断能力が低下していることで、 財産管理や生活上に支障があり、誰かの援助が必要な場合、 判断能力に応じて補助・保佐・後見の開始を家庭裁判所に 申立てを行い、援助者(成年後見人など)を選らんでもらい、 支援を受けるものです。



### 今は 大丈夫だけど 将来が万安だわ~

## 判断能力が不十分になる前に

## 任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて、 自分が元気なうちに「支援してほしいこと」と「支援をお願いする人(任意後見人)」をあらかじめ公正証書で契約しておきます。 判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所が選んだ任意後見監督人のもとで任意後見人の支援を受けるものです。

## 2 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、地域で安心して生活できるように、次の三つの支援を行います。 ※①のご利用を基本に、②・③のサービスをご利用いただけます。

### ① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して 利用できるように お手伝いします。



### ② 日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせない お金の出し入れを お手伝いします。



### ③ 書類等の預かりサービス

大切な書類などを 銀行の貸金庫で お預かりします。



① 福祉サービスの利用援助	② 日常的金銭管理サービス	料金
	※通帳をご本人が保管する場合	◆1回1時間まで 1,500円 ※1時間を超えた場合は、 30分までごとに 600円を加算 いたします。
	※通帳をお預かりする場合	◆1回1時間まで 3,000円 ※1時間を超えた場合は、 30分までごとに 600円を加算 いたします。
③ 書類等の預かりサービス		◆1ヵ月 1,000円

3